

Title	集団によるアイデア創生方法の提案：MKJ法の提案(知的財産権 (2))
Author(s)	松田, 昌幸
Citation	年次学術大会講演要旨集, 21: 1065-1067
Issue Date	2006-10-21
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6520
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○松田昌幸（テクノカルチャー）

【講演要旨】

これからの日本の生きる道は先進的なアイデアにより日本を取り巻く諸国に先んじて開発を行い、知的財産の強化を進めなければならない。

本日の講演は、開発現場で実際に実施して顕著な効果を確認された集団による新技術、新製品、新事業のアイデアを創生した手法を具体的に提案するものである。

この方法は技術の分野に限らず職場での人間関係の改善の提案をするばあいなどにも応用できる多分野、多目的に応用できるもので、所謂 KJ 法とブレインストームとを組み合わせたものである。

従来のものと大きく異なるのは、従来は発言してアイデアを発表するものであったが、MKJ 法は紙に書いて提案するものである。MKJ 法の基本的なルールは、①カードにアイデアと名前と提案時間とを書く②特許請求範囲に採用された提案者は発明者になる③特許請求範囲を支える具体的な実施の例を提案した者も発明者とする④同じ内容の提案が有った場合は最先の者が採用される⑤提案グループは一定期間守秘義務を負う⑥提案行為は同じグループ・メンバーで一定期間継続する⑦一定期間を経過した後は、他のグループ・メンバーに情報を開示しアイデアの拡がりを促進する。

MKJ 法の本質は提案者のオリジナリティを尊重することにある。

【キーワード】

守秘義務、提案者のオリジナリティの尊重、名前と提案時間、特許請求範囲、発明者、実施例提案者も発明者、

【希望する発表分野】

恒常イシュー

【使用機材】

プロジェクター（パワーポイント）

1 緒言

昨年知的財産戦略大綱が決定され、日本も世界トップクラスの知財立国を目指す青写真が示され、さらに昨年三月に知的財産基本法が施行され、いよいよプロパテント時代に突入した。

知的財産権の高裁新設、職務発明の訴訟事件、休眠特許の積極的利用、特許侵害事件などの記事が頻繁に新聞紙上を賑わせており、知的財産権の重要性が益々増してきている。

私は十数年前に特許コンサルタントとして独立して今日まで十数の異業種交流会に所属した。

異業種交流会の目的は様々であるが、私は特に異業種の知恵と物作りのメリットを活かして、皆で発明をしてそれを共同して企業化しようという会に参加してみた。しかし出るアイデアは取るに足らないものばかりの繰り返しで、その内に飲み会隣やがては解散となる経験を多く味わった。

今回はまだまだ途中であるが、この経験からこの数年間試行錯誤しながら得たヒントを基に開発した集団による発明発掘の手法である MKJ 法を紹介し皆様の批判、ご意見、アドバイスを頂き更に充実したものにしたいと願う次第である。

2 MKJ 法

a : MKJ 法とは

KJ 法とブレインストーミング法とを組み合わせた多目的に利用可能な

手法のことで、これを **Multipurpose KJ 法** と略して命名することにした。

この MKJ 法には約束事があり、その約束の基に発明、企画、様々な解決したい懸案事項を集団の人間の文殊の知恵を結集してアイデア、解決策を効率よく提案するものである。

b : MKJ 法のルール

- ① 守秘義務を課した十数人の集団で行う。これを第 1 次グループ・メンバーという。
- ② カードに無言でアイデアや企画などを書く。
- ③ そのカードには提案者の名前と提案カードの提出時間とを書く。
- ④ 提案したアイデア、提案が特許請求範囲に採用された者を発明者とする。
- ⑤ その特許請求範囲を裏付ける具体例を提案した者も発明者とする。
- ⑥ 一定時間後に全員の登録カードを開示する。この際全体が分かり易いように関連付ける。
- ⑦ 開示された情報から得たヒントを基に再び②から③を行う。
- ⑧ 再び全員の登録カードを開示する。
- ⑨ ⑦と⑧とを数回繰り返す。

c : MKJ 法を知財担当者が受け付け、登録カードの関連付け、開示、方向付けを行い質のよい発明面、提案が育つようにコーディネートする。

3 MKJ 法の拡大応用

3-1 拡大

先ず第 1 次グループのメンバー行った後、6 ヶ月間同じメンバーで継続して発掘する。

6 ヶ月経過後は第 2 次グループ・メンバーを募集し追加して、3 ヶ月間継続した後採用されなかった提案は一旦提案本人に返却する。

知財担当者は第 1 次グループ・メンバーおよび第 2 次グループ・メンバーに発明の意欲を持たせ能力を最大限に引き出すことが要求される。

3-2 電子化に拡大

この方法は、電子メール、携帯電話などを利用し一箇所にメンバーを招集するといった物理的な高速をする必要がない。

4 結 論

これまで発明は個人により行われるものだという認識であったが、技術分野が多様化し、細分化・高度化された今日、1個人によって発明が完成することは難しくなっている。

本提案は、この現状に鑑み集団の文殊の知恵を発明に仕上げる具体的なルールと手順を提案したものである。